

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第27条第1項第1号中「。記名押印又は署名」を削る。

第49条第1項各号列記以外の部分中「，第3号」を「第3号」に改め，「第10号」の右に「，京都市立学校施設使用規則に規定する学校施設にあつては第5号，第6号及び第8号」を加える。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)